

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊札幌駐屯地  
北部方面会計隊本部業務科長 佐藤 秀範

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4LW71D100120		4MP01AR2310 0001				20	
品名 または 件名							
空調機借上							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊札幌駐屯地				業務隊管理科 大橋技官			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
業務隊管理科 大橋技官 4023				令和6年7月1日(月)～令和6年9月30日(月)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面会計隊本部業務科 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年4月25日(木)10時00分 会計隊本部業務科 契約班

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

適用する契約条項

駐屯地用標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項  
別紙のとおり



1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 全省庁統一資格の年度は令和4・5・6年度とし、北海道地域に競争参加資格を有する者
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾し、厳守する者

2 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札時間に遅れた者の入札
- (4) 電報・電話及びFAXによる入札
- (5) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合、または誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

落札者は落札決定後に関係法令に従い、遅滞なく契約書等を作成する。

5 落札決定方式

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

6 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書等に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札会場にて提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 入札者は、入札書下部等余白に下記内容を承諾のうえ記載すること。  
【当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記件名の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。】

- (5) 郵便（配達証明のものに限る。）等による場合は、事前に北部方面会計隊本部業務科契約班（担当：三田村）に入札書の送付の旨を電話連絡するものとし、封筒は二重にして内封筒に入札書を入れ「〇〇（入札件名）」と明記し封印をするとともに、別に資格審査結果通知書（写）を同封し、入札日の前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前日直近の開庁日）16時45分までに、(7)の問合せ先へ必着すること。
- (6) 再度入札の必要が生じた場合は直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は別途執行日時を示して後日執行する。
- (7) 入札に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面会計隊本部業務科契約班 担当：三田村  
TEL 011-511-7116 内線4460  
FAX 011-521-3006
- (8) 入札執行場所には09時45分から入室可

## 7 公告掲示場所等

- (1) 公告掲示場所  
札幌駐屯地、札幌商工会議所、千歳商工会議所  
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/>
- (2) 公告掲示期間  
令和6年4月15日～令和6年4月25日
- (3) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」提示場所  
陸上自衛隊札幌駐屯地、北部方面会計隊本部業務科契約班、北部方面会計隊ホームページ

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合 ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合 ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合  
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書		作 成 年 月 日		仕様書番号	
		令和6年4月8日		20	
件 名	空調機借上	部 隊 名		札幌駐屯地業務隊	
		作 成 者		大橋 技官	

## 1 使用期間及び日数

令和6年7月1日（月）0815～令和6年9月30日（月）1700まで  
計 92日間

## 2 設置・撤去期間

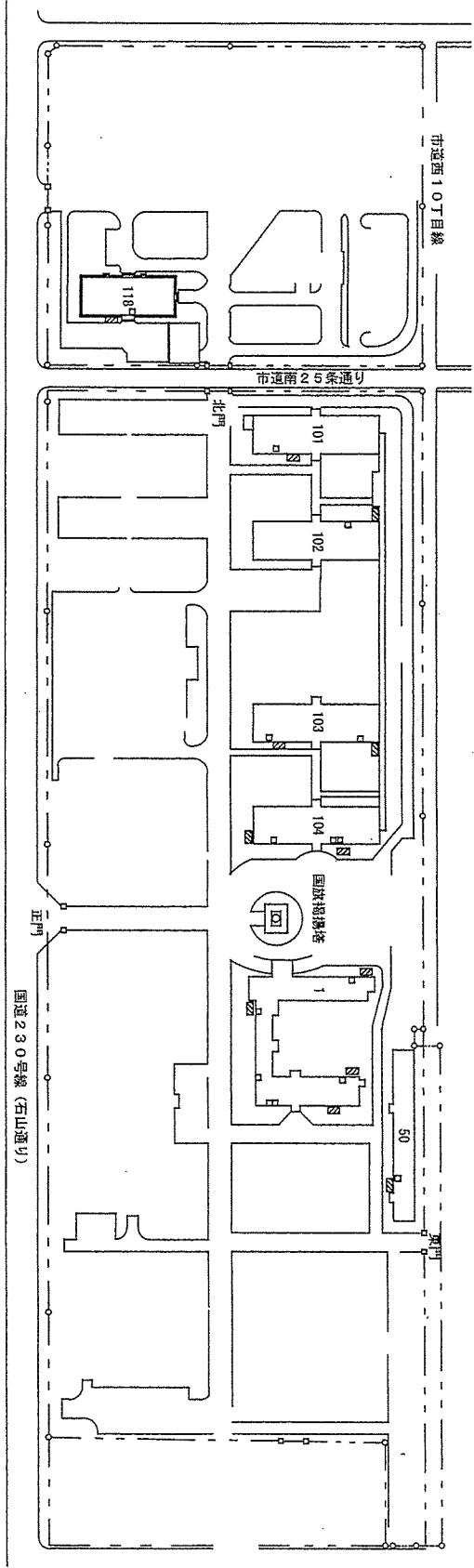
- (1) 空調機の設置及び撤去は下記の期間で行う。  
設置期間：令和6年6月26日（水）～28日（金）  
撤去期間：令和6年10月1日（火）～3日（木）
- (2) 各室の設置・撤去日時は監督官の指示による。
- (3) 設置・撤去期間は、使用日数に含まない。

## 3 その他

- (1) 監督官が指示する駐屯地内の建物の使用する部屋までの搬入運搬費、据付費、撤去費及び搬出運搬費を含むものとする。
- (2) 借用機器の規格については、同等品以上を基準とし、疑義が生じた場合については、官側と調整する。
- (3) 借用機器が故障した場合は、契約業者の負担により修理を実施すること。修理不能な場合は同等品を速やかに用意する。
- (4) 役務書類について官側の指定する書式で提出するものとし、契約後速やかに提出する。
- (5) 役務写真を納入時、設置作業中、設置完了、撤収作業中、返納時で撮影しサービス版サイズで1部提出する。
- (6) 配線及び配管は、その機器に適應する部材で適正に行うと共に、発電機から各機器までの配線については、現地の収まりなどに応じて防水処理等適正な施工を行う。
- (7) 設置に際し配管及び配線を通した窓等開口部は、目張り等の処理を行う。
- (8) 設置予定建物は、下記「設置建物一覧」及び別紙「駐屯地配置図」のとおりとする。

## 設 置 建 物 一 覧

設置機器	設置場所						備考
	設置建物	設置数					
		1階	2階	3階	4階	合計	
床置き型空調機 冷暖能力 (56～84畳相当)	#1 総監部庁舎		2	3	1	6	
	#50 通信所	1				1	
	#101 隊舎	1				1	
	#102 隊舎		1			1	
	#103 隊舎	1	1			2	
	#104 隊舎	1	1	1		3	
#118 庁舎		1			1		
床置き型空調機	合計	4	6	4	1	15	
発電機	37kVA	3				3	
	20kVA	9				9	
発電機	合計	12				12	



- : 床置き型空調機設置位置 × 1 5
- ▨ : 発電機設置場所 × 1 2

駐屯地配置図 S=1/8,000